

【委員会記録】

有持委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の9月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【報告事項】(資料①)

- 新規(追加)申立のあった事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

蛭多労働委員会事務局長

おはようございます。今議会で御審議いただく提出予定議案はございませんが、2点御報告させていただきます。

報告資料の1ページをお開きください。

1の新規(追加)申立のあった事件についてでございますが、不当労働行為事件で2件ございます。

A事件につきましては、平成24年3月30日、B労働組合からC会社を相手方として、不利益取り扱いの禁止などを求め、申し立てがあったものでございます。この事件につきましては、労働委員会において調査手続を進めておりましたが、会社から組合員2名に対し、7月31日をもって解雇するとの通知がございました。これを受け、組合は8月9日、当該解雇通知は労働委員会への救済申し立てを理由とするものであり、報復的不利益取り扱いに該当するとして、組合員2名の解雇撤回と勤務復帰までの間の賃金相当額の支払いを求め、追加申し立てを行ったものでございます。本事件につきましては、調査や証人尋問を行うなど、引き続き、適正に審査手続を進めてまいります。

次に、D事件につきましては、E労働組合からF会社を相手方として、平成24年8月6日に新規申し立てのあったものでございます。申し立ての内容といたしましては、組合が申し入れた2012年春闘要求を議題とする団体交渉に会社が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否であり、不当労働行為に該当するとして、誠実な団体交渉の実施などを求めるものでございます。この事件につきましても、今後とも適正に審査手続を進めてまいります。

2ページをお開きください。

労働者個人と使用者の紛争、いわゆる個別的労使紛争解決サービスの平成24年4月から8月までの運用状況であります。

相談件数は97件、あっせん申請は11件となっております。あっせん申請11件は、8月31日の時点ですべてが終結しております。この11件の終結状況でございますが、解決に至ったもの6件、打ち切りとなった

もの5件でございます。この打ち切り5件の内訳でございますが、相手方当事者があっせんそのものに応じない不承諾が2件、あっせんを実施しましたが合意に至らなかった不調が3件となっております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

有持委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

森本委員

今のC会社の不当労働行為の問題ですけど、県は余り関係ないと思いますが、鳴門市の指定管理で、このC会社というのが鳴門市大麻のドイツ館の管理運営をしております。そうした中で、今も杉本委員と言ったんやけど、したいこと社長が皆しとんなという、この申し立て内容を見た限りはね。これはあくまで申し立て内容ですから、内容は我々はわかりませんけれども。私は往々にして、この指定管理というのは、合理化をきちっと進めていく中で大事なことなんですけども、やっぱりきちっとした対応というか、指定管理者の選択をしなければならない1つの事例じゃないのかと。こういうトラブルが起こるというのはね。例えば、丸々鳴門市営のときだったら、多分、経費は物すごいかかるけども、こういう問題は絶対に起こらなかったと思うし。

こうした中で、労働委員会でどうこうせえというんではないんですけども、1つの指定管理のあり方、見本として、県なんかもたくさんもちろん指定管理やってますけども、そうした中で、1つのサンプルとして、きちっと県の労働委員会のほうでも調査して、それなりの裁決を出してもらわないかん問題じゃないかなと思います。

実態はどんな感じでしょうか。

(「これも聞いて。報復的不利益って、ようわからんのよ」と言う者あり)

申し立て内容をちょっと詳しく教えてください。

管生審査課長

A事件についての申し立て内容の詳細についての御質問でございましたけれども、A事件につきましては、先ほど局長のほうから説明させていただきましたとおり、本年3月30日にB労働組合からC会社を相手方として申し立てがなされたものです。この救済申し立ての内容ですけれども、組合員2名の勤務場所、勤務内容を議題とする団体交渉における会社の対応、組合員に対する給料の遅配や一時金の不支給、組合と締結した確認書を履行しないことなどが不当労働行為に該当するとして、誠実団体交渉の実施、不利益取り扱いの禁止、確認書の遵守、誓約書の交付、提示などを求めて救済申し立てがなされたものです。

今回、調査手続を進めておりましたところ、会社から組合員2名に対して、7月31日をもって解雇するとの通知書が送付されてまいりました。これは報復的不利益取り扱いというんですけれども、報復的不利益取り

扱いというのは、不当労働行為の申し立てをしたこと、再審査の申し立てをしたこと、また、審査手続の最中に証拠を提出したり、発言したりしたことを理由に労働者を解雇したり、その他不利益な扱いをすることを報復的不利益取り扱い、労働組合法第7条で、使用者がしてはならない行為として決められているものがございます。以上でございます。

森本委員

これは全部、鳴門市のことばかりになるんですけども、このC会社という会社はドイツ館の管理運営をしていますけども、もともとどんな会社なんですか。指定管理に入るまでは。

管生審査課長

C会社がどんな会社かという御質問ですけども、今、調査手続の最中ですので、詳しくは控えさせていただきます。と思います。

森本委員

なぜ私がこういうことをあなた方に聞いたかということ、県もそうだけど、指定管理に入るための会社をつくつとるのが結構あるんよ。県のOBとか役所のOBが。これ、鳴門なんかもそうだと思う。県もそうなんですよ。あるところは大きな仕事とってますよ。そこへ県のOBがちゃっかり入り込んで会社をしとる。そういう関心があったんで今、聞いたわけで、控えさせてもらいますやいうんは議論にならん。

蛭多労働委員会事務局長

今の森本委員の御見解から言うと、もともとということで、C会社は、今、手元に資料がないんですけど、ドイツ館の中でドイツからの輸入品とかの物販を行っておりまして、そういうものの輸入を行う業者でございます。それが先にあったのか、指定管理を受けての話かというのは、ちょっと今わかりかねますけれど、ドイツ館だけではないですけど、そういう輸入品を取り扱う業者だというふう聞いております。

森本委員

売店の会社ですよ、これ。

私どもはあくまで報告を受けただけで、この労使の問題にももちろん介入する気もないし、この場でどうこう言う気もありませんけども、松崎委員は詳しいと思うんですけど、この申し立て内容が余りにちょっと多いんで、やっぱりきちとした労働委員会としての審査を強くお願いして終わります。

木南委員

いろんな労働の調停があるわけですが、F会社の会社規模はどれぐらいですか。

管生審査課長

会社の規模についての御質問ですけども、C会社が7人、F会社が10人となっております。

木南委員

何でこんなこと聞いたかって言うたら、労働委員会での話でなしに、徳島っていうのはほとんどが中小零細企業なんです。経営者が労働基準法、あるいは労働組合法を十分に理解しとるかっていうたら、十分に理解していないところが多いんです。ところが、交渉相手は単組でなしに大きいところ、プロが来るわけ。そうすると、おたくやも非常に悩ましいところがあると思うんで、後で商工労働部関係の労働のほうでの話になると思うんですが、経営者にそこら辺の教育というか、知識をやっぴりちゃんと持ってもらわなったら、こんなことが起こると思う。それで、おたくの仕事がふえてくると。商工労働部のほうがもうちょっと仕事をしたら、おたくの仕事が減ると。

プロが来るわけ、組合側の交渉には。受ける側は、自分がハンドルを持ったり、工具を持ったりしよる人がほとんどなんです、中小零細企業っていうのは。十分に理解しとらん人が多い。そんな中で、こんな問題が起こってくるっていうのは非常に問題があると思うんで、あとは商工の問題ですので、そちらで話しますが、そんなことを理解しておいてほしいと思います。

有持委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(10時48分)

※注：ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、企業名等の実名を記号化して標記しております。なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業名等は実名のまま標記しております。